



熊本県公報

第 1 2 2 1 2 号

平成 25 年 5 月 10 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 1
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 2
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による施術者の指定…………… (社会福祉課) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の更新…………… (障がい者支援課) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定…………… (") 3
- 公 告
- 公共測量の修了…………… (監理課) 3
- 保安林の指定施業要件の変更に関する確定通知の宛て所不分明者に係る当該通知の掲示…………… (森林保全課) 3
- 保安林の指定施業要件の変更に関する確定通知の宛て所不分明者に係る当該通知の掲示…………… (") 4
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定通知の宛て所不分明者に係る当該通知の掲示…………… (") 4
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定通知の宛て所不分明者に係る当該通知の掲示…………… (") 4
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (農村計画課) 4
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (") 5
- 熊本県電子入札共同利用システム稼働維持業務委託契約に係る相手方等の決定…………… (監理課) 6
- 家畜体内受精卵移植に関する講習会の開催…………… (畜産課) 6
- 裁決手続開始決定…………… (収用委員会) 6
- 裁決手続開始決定…………… (") 9
- 熊本県選挙管理委員会規程の一部改正…………… (選挙管理委員会) 11

告 示

熊本県告示第 5 2 4 号
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。
 平成 2 5 年 5 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
天草市社協ヘルパーセンター倉岳 天草市倉岳町棚底 1 9 9 7 番地 1	社会福祉法人天草市社会福祉協議会 天草市五和町御領 2 9 4 3 番地 久々山 義人	平成 2 5 年 5 月 1 日	4313000616	居宅介護、重度訪問介護

熊本県告示第525号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成25年5月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問リハビリテーション）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
八祥苑訪問リハビリステーション 八代郡氷川町早尾1097番地	社会福祉法人代医会	平成25年5月1日

熊本県告示第526号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成25年5月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防訪問リハビリテーション）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
八祥苑訪問リハビリステーション 八代郡氷川町早尾1097番地	社会福祉法人代医会	平成25年5月1日

熊本県告示第527号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定により施術者を次のとおり指定したので、同法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。
平成25年5月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（施術者〔柔道整復師〕）

施術所名称	施術者	施術所所在地	指定年月日
あさぎり整骨院	中武 将人	球磨郡あさぎり町免田 東3766番地1	平成25年4月18日
あさぎり整骨院	上野 真弥	球磨郡あさぎり町免田 東3766番地1	平成25年4月18日

熊本県告示第528号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成25年5月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県玉名市玉名字出口2836番17、2836番19から2836番23まで、宇瀬戸ノ下2850番、2851番、宇狐迫2856番1、2856番2、2856番4、2859番、2860番、2862番、2863番1から2863番3まで、2864番、2867番、2868番1、2868番2、2869番から2871番まで、2873番、2874番、2875番1、2875番2、2876番、2878番、2900番1、2900番2、2900番4、2901番、2904番、宇上ノ原2928番、2929番、2975番、2996番から2999番まで
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字出口2836番19・宇狐迫2863番1・2863番2・2864番・2868番1・2868番2・2876番・宇上ノ原2996番から2999番まで（以上11筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部玉名地域振興局並びに玉名市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第529号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条の規定により指定自立支援医療機関を次のとおり更新したので、公示する。
 平成25年5月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

(精神通院医療)

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定更新年月日
水上薬局 球磨郡水上村岩野2621番地1	平成25年5月1日

熊本県告示第530号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。
 平成25年5月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

(精神通院医療)

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定年月日
瀬戸薬局 山浦店 荒尾市増永字山浦2557番1	平成25年5月1日
株式会社AQUA あまくさ薬局 天草市本渡町広瀬字大矢崎5番地123	平成25年5月1日
御船中央薬局 上益城郡御船町大字御船1071番地2	平成25年5月1日
セントケア訪問看護ステーション八代 八代郡氷川町宮原字下宮後479番	平成25年5月1日

公 告

熊本県公告第272号

次の公共測量が終了したので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。
 平成25年5月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（県営阿蘇三期地区 確定測量）	平成24年10月30日から 平成25年3月14日まで	阿蘇市三久保地内

熊本県公告第273号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する次の者については、その所在が不分明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を荅北町役場に掲示する。
 平成25年5月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 所在の不分明な者の氏名
松本 健一、住田 朝法、岩田 春年、住田 ヨシ、住田 ヨシ、中村 誠一、奈良みはる、福田 覚、福田 覚
- 通知の趣旨
 - 保安林の指定施業要件を変更したこと。
 - 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成25年3月26

日付け熊本県告示第278号による。

熊本県公告第274号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を苓北町役場に掲示する。

平成25年5月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 所在の不明な者の氏名
 廣田 和史、西田 初次、宮崎 リタ、宮崎 今吉、坂井 芳正、中村 誠一、西川 満昭、金子 富次、溝上 治作、田尻 政八、田尻鉄造外10名
- 2 通知の趣旨
 (1) 保安林の指定施業要件を変更したこと。
 (2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成25年3月26日付け熊本県告示第279号による。

熊本県公告第275号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を玉名市役所に掲示する。

平成25年5月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 所在の不明な者の氏名
 田上 清喜、岡村 弘、岩下 学、佃 武範、松本 辰男、徳永 勝記、桜井 利徳、浦島 砂夫、前畑 正春、原口 只男、森山 ツユ子、宮本 牛之助、宮本 千鶴、宮本 直人、草村 義則、田上 三重子、工藤 為記、浦島 伴、岩井 正満、岩井 光男、石原 勲、松村 一博
- 2 通知の趣旨
 (1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
 (2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成25年4月2日付け熊本県告示第383号による。

熊本県公告第276号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を玉名市役所に掲示する。

平成25年5月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 所在の不明な者の氏名
 坂登 哲夫、小山 チモ、坂本 健二、水谷 保、永野 フデ、柿添 平藏、永野 信隆、寄元 キユ、土田 隆弘、池田 濱生、木田 ノイ、梶原 ヨシエ、武澤 逸次、高浦 三藏、山本 伊八、本田 一馬、杉本 森八、清水 正博、北原 義雄、築田 初次、平島 仁、有田 昭二郎、永野 邦男、中根 信夫、梶山 慶二、谷口 克憲、雪野 昌夫、福栄無畫（株）
- 2 通知の趣旨
 (1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
 (2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成25年4月2日付け熊本県告示第384号による。

熊本県公告第277号

下益城郡美里町に事務所を置く美里町土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成25年5月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	元田 則雄	下益城郡美里町三加1442番地
理事	長嶺 興也	下益城郡美里町堅志田74番地

就任		
理事	笹原 眞一	下益城郡美里町石野 1 4 3 番地
理事	上田 泰弘	下益城郡美里町馬場 5 7 1 番地 2

熊本県公告第 2 7 8 号

宇土市に住所を置く網津土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 8 条第 1 7 項の規定により公告する。

平成 2 5 年 5 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	甲斐 豊	宇土市網引町 3 3 7 番地
理事	伊藤 俊一	宇土市住吉町 2 5 0 5 番地
理事	野村 義光	宇土市網津町 2 1 0 7 番地
理事	境口 時春	宇土市網津町 3 3 4 5 番地
理事	平野 徳嗣	宇土市網津町 1 5 2 9 番地
理事	土田 良一	宇土市網津町 1 4 1 2 番地
理事	江副 龍二	宇土市網津町 3 9 番地 2
理事	本田 秀信	宇土市住吉町 1 3 9 番地
理事	近藤 篤人	宇土市網津町 2 6 0 3 番地 1
理事	稲田 和俊	宇土市住吉町 1 5 7 5 番地 1
理事	小田 寿幸	宇土市住吉町 2 6 8 2 番地
理事	山本 賢一	宇土市住吉町 2 6 1 3 番地
理事	山本 静男	宇土市住吉町 2 0 2 4 番地
理事	太田黒 耕二	宇土市笹原町 1 3 6 7 番地 3
理事	奥村 繁夫	宇土市住吉町 8 5 5 番地 1
理事	隈部 功美	宇土市住吉町 3 1 1 8 番地
監事	奥村 哲憲	宇土市住吉町 2 5 3 0 番地
監事	野口 民生	宇土市網津町 2 4 0 9 番地
監事	伊藤 光則	宇土市笹原町 2 0 5 番地 3
就任		
理事	野村 義光	宇土市網津町 2 1 0 7 番地
理事	小田 寿幸	宇土市住吉町 2 6 8 2 番地
理事	平岡 孝雄	宇土市網津町 2 2 4 9 番地 1
理事	境口 時春	宇土市網津町 3 3 6 8 番地
理事	山本 賢一	宇土市住吉町 2 6 2 6 番地
理事	野添 勝次	宇土市網津町 3 1 0 8 番地
理事	野口 民生	宇土市網津町 2 7 7 8 番地 1
理事	平野 徳嗣	宇土市網津町 1 5 2 9 番地
理事	土田 良一	宇土市網津町 1 4 1 2 番地
理事	江副 龍二	宇土市網津町 3 9 番地 2
理事	白井 博行	宇土市住吉町 2 8 0 7 番地
理事	稲田 和俊	宇土市住吉町 1 5 7 5 番地 1
理事	奥村 繁夫	宇土市住吉町 8 5 5 番地 1
理事	奥村 哲憲	宇土市住吉町 2 5 3 0 番地
理事	伊藤 俊一	宇土市住吉町 2 5 0 5 番地
理事	坂田 順一	宇土市住吉町 1 6 1 8 番地 1
理事	山本 静男	宇土市住吉町 2 0 2 4 番地
理事	小森田 元生	宇土市住吉町 2 4 6 5 番地 2
理事	黒田 健次	宇土市笹原町 1 5 1 5 番地
監事	太田黒 耕二	宇土市笹原町 1 3 6 7 番地 3
監事	村田 睦廣	宇土市網引町 1 0 0 9 番地 1

監事

本田 秀信

宇土市住吉町139番地

熊本県公告第279号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条の規定により、次のとおり落札者等を公告する。

平成25年5月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 特定役務の名称
熊本県電子入札共同利用システム稼働維持業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県土木部監理課
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成25年3月22日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日立製作所九州支社熊本支店
熊本市中央区中央街2番11号
- 5 契約金額
25,987,500円（うち消費税及び地方消費税の額1,237,500円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第10条第1項第2号による。

熊本県公告第280号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定により、家畜体内受精卵移植に関する講習会を次のとおり実施する。

平成25年5月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 講習会の対象家畜
牛
- 2 講習会の対象者
牛の家畜人工授精に関する講習会の修業試験に合格している者であって、家畜受精卵移植業務に従事しようとするもの
- 3 講習会の対象人数
10人程度
- 4 講習会の開催期間及び場所
(1) 期間
平成25年6月17日（月）から平成25年7月11日（木）まで
（土曜日及び日曜日を除く19日間）
(2) 場所
合志市栄3805 熊本県立農業大学校
- 5 その他
国内における家畜伝染病発生状況及び申込み状況等により講習会及び修業試験を延期し、又は実施しない場合がある。

登載依頼**熊本県収用委員会公告第3号**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成25年5月10日

熊本県収用委員会会長 塚 本 侃

- 1 起業者の名称
国土交通大臣
- 2 事業の種類
一級河川菊池川水系菊池川改修工事（熊本県玉名郡和水町江田宇川原地内から同町藤田宇内津留地内まで）
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
(1) 収用の裁決手続の開始を決定した土地
土地の所在 熊本県玉名郡和水町藤田

字	地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとする 土地の面積 (㎡)
		公簿	現況	公簿	実測	
下津留	113番2	山林	山林	2,288	2,108.96	1,178.32
			雑種地		185.06	
中津留	243番3	山林	山林	792	770.67	770.67
			水路		24.17	

(2) 使用の裁決手続の開始を決定する土地
なし

4 土地所有者の氏名及び住所
土地の所在 熊本県玉名郡和水町藤田

字	地 番	土地所有者の氏名及び住所
下津留	113 番 2	持分37分の35 藤田区自治会 代表者 石原 省三
中津留	243 番 3	熊本県玉名郡和水町藤田547番地1
		持分37分の1 所有者不明 ただし、
		登記名義人 (亡) 木原清次 法定相続人
		法定持分144分の12 木原 セツ子
		福岡県大牟田市大字歴木1807番地3
		法定持分144分の4 木原 修一
		大阪府柏原市田辺二丁目11番17号
		法定持分144分の4 北川 久枝
		熊本県玉名郡和水町内田724番地
		法定持分144分の4 城戸 和代
		福岡県大牟田市瓦町39番地23
		法定持分144分の2 桑畑 孝子
		愛知県豊橋市中岩田五丁目3番地の6
		法定持分144分の1 戸谷 哲夫
		宮崎県児湯郡新富町大字上富田7478番地3
		法定持分144分の1 田中 悦子
		福岡県柳川市奥州町14番地13
		法定持分144分の4 戸谷 義光
		福岡県大牟田市大字橘386番地6
		法定持分144分の4 木原 久美子
		福岡県大牟田市末広町84番地
		法定持分144分の12 香月 高志
		住所不明 ただし、
		戸籍の附票記載の住所 台湾
		法定持分144分の20 東 秀行
		熊本県熊本市北区鶴羽田町1041番地82
		法定持分144分の4 東 清秀
		熊本県玉名郡和水町江田570番地1
		法定持分144分の8 川原 省二
		広島県福山市春日町七丁目9番23-257号
		法定持分144分の8 奥菌 豊美
		愛知県愛西市大野町山1706番地113
		法定持分144分の8 堤 秋美
		広島県福山市大谷台二丁目6番5号
		法定持分144分の24 古川 アキヨ
		熊本県玉名郡和水町久井原2385番地2
		法定持分144分の6 木原 勇一
		熊本県玉名郡和水町藤田391番地1
		法定持分144分の12 木原 智鶴子
		福岡県飯塚市伊川545番地1

		<p>法定持分144分の6 木原 妙子 福岡県飯塚市伊川545番地1</p> <p>又は、</p> <p>持分37分の1 藤田区自治会 代表者 石原 省三 熊本県玉名郡和水町藤田547番地1</p> <p>登記名義人 所有者不明 ただし、 (亡)高木辰平 法定相続人</p> <p>法定持分360分の15 内田 國臣 福岡県北九州市八幡東区春の町四丁目 3番31-601号</p> <p>法定持分360分の15 大里 幸子 福岡県飯塚市柏の森945番地1</p> <p>法定持分360分の15 内田 篤 住所不明 ただし、住民票職権消除前の住所 福岡県宮若市磯光1367番地125</p> <p>法定持分360分の27 石灘 光男 福岡県宮若市磯光1367番地125 市営矢萩団地297号</p> <p>法定持分360分の12 石灘 耕二 福岡県鞍手郡小竹町大字新多70番地</p> <p>法定持分360分の12 山下 ヒロ子 福岡県鞍手郡小竹町大字新多103番地の2</p> <p>法定持分360分の12 石灘 清則 奈良県北葛城郡王寺町畠田五丁目17番23号</p> <p>法定持分360分の12 石灘 三芳 住所不明 ただし、住民票職権消除前の住所 福岡県鞍手郡小竹町大字新多70番地</p> <p>法定持分360分の60 高木 鶴彦 福岡県福津市西福間二丁目8番28号</p> <p>法定持分360分の60 高木 和秀 福岡県鞍手郡小竹町大字新多1052番地の1</p> <p>法定持分360分の60 高木 みちえ 福岡県宮若市長井鶴430番地2</p> <p>法定持分360分の20 高木 美由紀 福岡県宮若市磯光1367番地125 市営矢萩団地249号</p> <p>法定持分360分の20 高木 慶一 福岡県宮若市磯光1367番地125 市営矢萩団地213号</p> <p>法定持分360分の20 高木 貴紀 福岡県宮若市磯光1367番地125 市営矢萩団地213号</p> <p>又は、</p> <p>藤田区自治会 代表者 石原 省三 熊本県玉名郡和水町藤田 547 番地 1</p>
--	--	--

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
土地の所在 熊本県玉名郡和水町藤田

字	地 番	関係人の氏名及び住所
下津留	113 番 2	なし
中津留	243 番 3	なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日
平成 2 5 年 4 月 2 5 日

熊本県収用委員会公告第 4 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 45 条の 2 の規定により、次のとおり裁決
手続の開始を決定した。

平成 25 年 5 月 10 日

熊本県収用委員会会長 塚 本 侃

- 1 起業者の名称
国土交通大臣
- 2 事業の種類
一級河川菊池川水系菊池川改修工事（熊本県玉名郡和水町江田字川原地内から同町藤
田字内津留地内まで）
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
(1) 収用の裁決手続の開始を決定した土地
土地の所在 熊本県玉名郡和水町藤田字中津留

地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとする 土地の面積 (㎡)
	公簿	現況	公簿	実測	
243 番 1	山林	山林	1,827	1,539.17	1,208.33
		雑種地		47.68	—
		雑種地		240.66	—

- (2) 使用の裁決手続の開始を決定する土地
なし

- 4 土地所有者の氏名及び住所
土地の所在 熊本県玉名郡和水町藤田字中津留

地 番	土地所有者の氏名及び住所
243 番 1	持分 32 分の 30 藤田区自治会 代表者 石原 省三 熊本県玉名郡和水町藤田 547 番地 1 持分 32 分の 1 不明 ただし、 登記名義人 (亡) 木原万太郎 法定相続人 法定持分 144 分の 12 木原 セツ子 福岡県大牟田市大字歴木 1807 番地 3 法定持分 144 分の 4 木原 修一 大阪府柏原市田辺二丁目 11 番 17 号 法定持分 144 分の 4 北川 久枝 熊本県玉名郡和水町内田 724 番地 法定持分 144 分の 4 城戸 和代 福岡県大牟田市瓦町 39 番地 23 法定持分 144 分の 2 桑畑 孝子 愛知県豊橋市中岩田五丁目 3 番地の 6 法定持分 144 分の 1 戸谷 哲夫 宮崎県児湯郡新富町大字上富田 7478 番地 3 法定持分 144 分の 1 田中 悦子 福岡県柳川市奥州町 14 番地 13 法定持分 144 分の 4 戸谷 義光 福岡県大牟田市大字橘 386 番地 6 法定持分 144 分の 4 木原 久美子 福岡県大牟田市末広町 84 番地 法定持分 144 分の 12 香月 高志 住所不明 ただし、 戸籍の附票記載の住所 台湾 法定持分 144 分の 20 東 秀行 熊本県熊本市北区鶴羽田町 1041 番地 82 法定持分 144 分の 4 東 清秀 熊本県玉名郡和水町江田 570 番地 1 法定持分 144 分の 8 川原 省二 広島県福山市春日町七丁目 9 番 23-257 号

法定持分144分の8 奥 菌 豊美
 愛知県愛西市大野町山1706番地113
 法定持分144分の8 堤 秋美
 広島県福山市大谷台二丁目6番5号
 法定持分144分の24 古川 アキヨ
 熊本県玉名郡和水町久井原2385番地2
 法定持分144分の6 木原 勇一
 熊本県玉名郡和水町藤田391番地1
 法定持分144分の12 木原 智鶴子
 福岡県飯塚市伊川545番地1
 法定持分144分の6 木原 妙子
 福岡県飯塚市伊川545番地1

又は、

藤田区自治会 代表者 石原 省三
 熊本県玉名郡和水町藤田547番地1

持分32分の1
 登記名義人

不明 ただし、
 (亡) 高木辰平 法定相続人
 法定持分360分の15 内田 國臣
 福岡県北九州市八幡東区春の町四丁目3番31-601号
 法定持分360分の15 大里 幸子
 福岡県飯塚市柏の森945番地1
 法定持分360分の15 内田 篤
 住所不明 ただし、住民票職権消除前の住所
 福岡県宮若市磯光 1367 番地 125
 法定持分360分の27 石灘 光男
 福岡県宮若市磯光1367番地125
 市営矢萩団地297号
 法定持分360分の12 石灘 耕二
 福岡県鞍手郡小竹町大字新多70番地
 法定持分360分の12 山下 ヒロ子
 福岡県鞍手郡小竹町大字新多103番地の2
 法定持分360分の12 石灘 清則
 奈良県北葛城郡王寺町畠田五丁目17番23号
 法定持分360分の12 石灘 三芳
 住所不明 ただし、住民票職権消除前の住所
 福岡県鞍手郡小竹町大字新多70番地
 法定持分360分の60 高木 鶴彦
 福岡県福津市西福間二丁目8番28号
 法定持分360分の60 高木 和秀
 福岡県鞍手郡小竹町大字新多1052番地の1
 法定持分360分の60 高木 みちえ
 福岡県宮若市長井鶴430番地2
 法定持分360分の20 高木 美由紀
 福岡県宮若市磯光1367番地125
 市営矢萩団地249号
 法定持分360分の20 高木 慶一
 福岡県宮若市磯光1367番地125
 市営矢萩団地213号
 法定持分360分の20 高木 貴紀
 福岡県宮若市磯光1367番地125
 市営矢萩団地213号

又は、

藤田区自治会 代表者 石原 省三

熊本県玉名郡和水町藤田547番地1	
5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 土地の所在 熊本県玉名郡和水町藤田字中津留	
地 番	関係人の氏名及び住所
243 番 1	なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日
平成 2 5 年 4 月 2 5 日

熊本県選挙管理委員会告示第 1 3 号

熊本県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。
平成 2 5 年 5 月 1 0 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 松 永 榮 治

熊本県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程
熊本県選挙管理委員会規程(昭和 5 1 年熊本県選挙管理委員会告示第 6 号)の一部を次のように改正する。
第 1 0 条第 2 項中「地域振興局次長」を「広域本部地域振興局次長」に改め、同条第 4 項本文中「地域振興局総務部総務振興課」を「広域本部地域振興局総務振興課」に改める。
第 1 1 条第 2 項中「熊本県地域振興局設置条例(平成 1 0 年熊本県条例第 4 4 号)第 2 条」を「熊本県広域本部設置条例施行規則(平成 2 5 年熊本県規則第 3 号)第 3 条」に改める。

附 則
この規程は、告示の日から施行し、平成 2 5 年 4 月 1 日から適用する。